

# 柏市 軽度者に対する福祉用具の例外給付判定フロー

《表1》

要介護度	対象外種目	状態像	認定調査結果
要支援1・2 要介護1	ア 車いす及び車いす付属品 (電動車いすを含む)	次のいずれかに該当する者	
		1. 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	イ 特殊棲台及び特殊棲台付属品	2. 日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者	該当項目なし ※(補足)参照
		次のいずれかに該当する者	
		1. 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	2. 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
		日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
	エ 認知症老人徘徊感知機器	次の2点いずれにも該当する者	
			次のいずれかに該当する
		1. 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	1. 基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 2. 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 3. 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 4. 主治医意見書において、認知症の症状がある旨の記載がされている場合
		2. 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
		次のいずれかに該当する者	
	オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	1. 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
		2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当項目なし ※(補足)参照
要支援1・2 要介護1～3	カ 自動排泄処理装置	次の2点いずれにも該当する者	
		1. 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
		2. 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

(補足)

ア-2及びオ-3については、該当する認定調査項目がないため、医師から得た医学的所見及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が判断します。

